

準備書面（５）

東京地方裁判所

民事部 第36部合B2係 御中

平成29年（行ウ）第511号

被告 国

平成30年1月11日

原告 三井 環

①、懲戒免職処分の一理由の一つとして、不実記載であるとして、裁判所もこれを認定した。

不実記載というのは、融資担当者の岡田から先に「住民票を移動してください。銀行の内部手続きが複雑になりますので」と、言われていたので、原告は平成13年7月24日に、本件、北野ダイヤハイツに住民票を移動し、融資担当者の岡田に手渡した。

原告は、同年8月1日に、残代金を入金したので、原告が所有者となったのは、その日である。

住民票を移動した同年7月24日から所有者になるまでの間を、裁

判官および検察官は不実記載とした。

銀行取引および不動産取引の実情は、先に住民票を移動するのが慣行になっている。今まで、定着していたのである。原告の事件で、検察がこのような事案で起訴したため、兵庫県司法書士協会では、驚き、会員にこのようなことがあったという通知を出したが、全く変化はなく、特に大規模新築マンションでは、登記簿を見ればわかるが、先に住民票を移動しているのが、現在までの慣行である。

原告の場合は、法務検察の裏金づくりの犯罪を内部告発をしようとしたために、裁判官も検察官も原告を犯罪者にした。司法書士の会員や銀行の融資担当者が、裏金づくりを内部告発しなければ、犯罪者にはされないということが、一般社会に浸透している。

原告の刑事事件の代理人で、マンションを購入した3人の弁護人が、「自分も先に住民票を移動した」旨を打ち合わせ会議で、暴露した。

自分たちも逮捕されるのではないかと、びびっていた。

原告の事件は約15年前のことであるが、先に住民票を移動することは、銀行取引および不動産取引の実情として、社会的には是認されている。検察は、何でもやるのである。原告を有罪にした裁判官および検察官も、マンションを購入した場合には、先に住民票を移動していると思

われる。そういう人は逮捕されることはない。裏金づくりを原告が公表しようとしたことがなければ、このような事案で逮捕されることはない
と断言できる。

裁判官が検察官の起訴に対して、これに追従する姿勢を従前からみせてきたのが、ひとつの原因だと思われる。裁判官も公には発言しないが、巷では、検察に反発すると出世できないと言われているようである。

- ②、平成30年1月15日、答弁書が郵送され、被告の担当は、訟務官、
渋谷佐紀子が主任のようであるが、女性ということについて、原告が
思うには、原告を懲戒免職処分にした法務大臣も女性（森山真弓）、
現在の法務大臣も女性（上川陽子）、内閣人事院総裁も女性（一宮ち
ほみ）、大阪地検特捜部長も女性（山本真千子）、である。

一般的に言うと、男性よりもその地位にしがみつ়くことが少なく、
思い切った判断をする傾向があると思われがちである。が、何が真相
であるか、事実と証拠を重要視して確定すべきであって、組織の圧力
に屈しないほしい。

- ③、村木厚子事件をみてもわかるとおり、大坪弘道が特捜部長で、絵
を書くのは部長であって、それに従って、供述調書等を押し込めて絵
を完成させるのが、特捜部検事の仕事である。

村木厚子は否認を貫いたものの、部長、係長は検察官の取り調べに屈し、虚偽検面調書を作成した。

大阪弁護士会が指導した「取り調べメモ」の内容と、法廷での証言内容が一致したため、検面調書は虚偽であると、裁判官が判断した。その結果、村木厚子は無罪となった。その過程で、前田恒彦主任検事がフロッピーディスクを改ざんし、大坪特捜部長の絵に符号するようにした。

前田検事を証拠隠滅、大坪特捜部長と佐賀副部長を犯人隠蔽したとして、起訴され、有罪判決を受けた。

村木厚子は、犯罪者でもなく、取り調べをする側の特捜部の検事が犯罪者であった（笑い）。

当時、原告は、朝日新聞が前田をフロッピーディスク改ざん事件でトップ報道した直後、前田を証拠隠滅、大坪、佐賀を犯人隠避で、樋渡検事総長あてに刑事告発した。

大坪弘道は、原告の事件では、虚構のストーリーを作り、原告を有罪にして、うまく成功したことを思い浮かべ、村木厚子事件でも、同様なことをしたが、大失敗をしたのである。

そもそも、原田明夫検事総長が自らの裏金づくりの犯罪を隠ぺいす

るため、原告を口封じ逮捕したことは、検察幹部であれば誰でも知っていることである。大坪、前田らは、原田明夫検事総長の真似をしたのである。トップが口封じ逮捕するなどしたため、部下は、村木厚子事件についても、少々のことをして逮捕されることはないと考えたのではないか。

根源の悪は原田明夫検事総長である。トップの検事総長が、原告を逮捕すべきとの指示を出したから、何がなんでも、でっち上げストーリーを作って、捜査経験のない裁判官を利用しようとしたのである。

大坪は、原告の事件後、過去においては、関西から法務省の課長になることはないのに、原告の事件で手柄を立てたとして、原田明夫が法務省の課長に抜擢をした。

今までの事件では、検面調書さえ作成すれば、勝ちであるとの認識が特捜検事にはある。それは、裁判官が被疑者がいくら法廷で検面調書と違ったことを申し立てても、聞く耳を持たなかったからである。

一般的には、被疑者は自ら不利な検面調書を作成しないだろうと思われている。しかし、現実には特捜部検事が被疑者を脅かし、誘導、等、あらゆる手段を使って、虚偽の検面調書を作成する。その虚偽の検面調書を裁判官は、検面調書は正しいと信じ込んでいる。そこを検察官

が利用するのである。後に、準備書面でジャーナリスト魚住昭の「特捜部の調べ方」を紹介する。

すなわち否認すると、原告の場合325日、鈴木宗男議員の場合500日以上、未決勾留をされた。人質司法の弊害は極めて大きい。